

ドイツ環境適合性審査法における

総合的評価と代替案審査に関する考察(二)

——「施行規則」の検討と日本法との若干の比較を通じて——

加藤 高規

はじめに

第一部 ドイツ環境適合性審査法の制度的展開

第一章 UVP指令とドイツ環境適合性審査法

第二章 連邦イムミシオン防止法改正と同法第九施行令改正(以上二一〇号)

第三章 環境適合性審査法施行規則の制定

第一節 「施行規則」の総論的問題

第二節 各論規定の概要と主要な問題点

第二部 ドイツ環境適合性審査法における総合的評価と代替案審査

第一章 並行的許可手続と総合的評価

第一節 並行的許可手続とその調整システム

第二節 環境適合性審査法における並行的許可手続の調整

第三節 複数の環境媒体にかかわる環境影響評価

第四節 日本法の環境影響評価の方法とドイツ法（以上本号）

第二章 ドイツ法における事業代替案の審査

おわりに

第三章 環境適合性審査法施行規則の制定

第一節 「施行規則」の総論的問題

一 制定の経緯

環境適合性審査法施行規則は、法律の施行から約五年半遅れた一九九五年九月一八日に公布され、翌日施行された。「施行規則」のかかる大幅な遅延は、EC指令に基づく環境アセスメントの法制化が、ドイツにおいて、従前の環境法制との整合性確保に著しく難渋したことを物語るものである。

ところで、一九九〇年八月一日、「施行規則」をもたないまま施行された環境適合性審査法は、この間、執行不能の状態にあったといわれる。けだし、環境適合性審査法には、UVP実施のための基準、原則、および手法に関する規定がなく、かかる規定は、すべて「施行規則」に委ねることとされていたからである（同法二〇条）。そのため、連邦イムミシオン防止法、水管理法、連邦廃棄物法、および原子力法等に基づく事業の許可手続は、個別媒体のみを対象とする従来型の環境影響配慮を継続する以外には方法がなく、また並行的許可手続における各許可序

は、自らが関与する保護対象のみを配慮した決定を下さざるをえない状況におかれた。つまり、並行的許可手続は、複数序の「決定競合」を予防するための調整方法をもたなかった。さらに、環境媒体間の相互作用および限界負荷についての評価原則も不明であった。したがって、これらの問題が「施行規則」にどのように反映されているか、その制定には大きな関心もたれたのであった。

なお、「施行規則」の立案作業を支援する目的で、法律施行とほぼ同時期に、シュパイエルによる「立案検討会」が二日間にわたって開催された。その後、複数の担当者案が順次公表され、これに対してはその都度、学者等から部分的にきびしい批判がなされていた。⁽⁸³⁾ これらの批判や意見を考慮するかたちで、五年半におよぶブランクを経て、この「施行規則」は、ようやく制定の運びに至ったのである。

二 総論規定に関する主要な問題点

1 スコーピング手続と拘束力の問題

「施行規則」のスコーピング手続 (Scoping Verfahren) に関する規定は、手続のガイドラインを定めたもので、法的拘束力はないとされている。例えば、事業者の所轄行政庁に対する「事業計画の申請前の通知」は、任意的であり義務ではないと規定されており(042の二文)、また、所轄行政庁の事業者に対するUVP範囲または提出書類等の情報提供についても、行政庁の義務ではない旨を事業者に指摘すべきであると規定されている(047の五文)。しかし、スコーピング手続は、後続するUVPを円滑かつ迅速に行うためであり、「施行規則」のスコーピング手続規定に法的拘束力をもたせ、所轄行政庁の事業者に対する情報提供についても、行政庁の義務としたほうが合理的であろう。⁽⁸⁴⁾ とくに後者の情報提供は、これに基いて事業者の添付書類追加の準備が行われることもあるの

で、その誤りは、事業者の損害原因となりうる。この情報提供の誤りは、助言等の誤りと共に、行政手続法二五條、民法典八三九條一項により、職権上の義務違反として損害賠償責任を免れないといわれる。⁸¹⁾

2 事業者の提出すべき資料の範囲

事業者が事業の許可申請のために、所轄行政庁に提出すべき調査資料の範囲を、いかなる基準によって画すべきであるかは、實際上困難な問題である。その資料を利用する立場にある行政庁の側にあつては、その資料の内容が一層豊富なものであることが望ましいには違いないが、資料を収集・作成する立場にある事業者の側からすれば、費用と労力の点で、その範囲の抑制を望むであろう。この調査資料の範囲に関し、「施行規則」0511の一文および0512は、間接的ながらこの基準を提供する。すなわち、前者は、環境影響の調査と記述の対象は「決定において重要な意味をもつ事実関係」(entscheidungserhebliche Sachverhalt)であるとし、後者は「原則として最新の現況」(grundsätzlich ist nur der aktuelle Ist-Zustand)を調査、記述することと規定している。これは、行政庁が実施すべき調査と記述の範囲を画する規定であるが、同時に、事業者が提出すべき資料の範囲を定める基準としても有効となる。⁸²⁾しかし「決定において重要な意味をもつ」とか「最新の現況」とかいつても、それはやはり相対的概念にすぎず、この解釈には一定の指針がさらに必要となろう。そのため、各論の末尾に添付されている付録二(自然生態系および景観に潜在する役割遂行能力を著しくまたは長期にわたつて侵害することが予想される事業について、提出が必要となると想定される書類に関する指示事項)、および付録三(水域への影響が予測される事業について、提出が必要となると思われる書類に関する指示事項)が、一定の意義をもつことになる。

3 評価に関する問題

何を、いかに評価すべきかという意味で、評価対象と評価ルールが問題となる。

(1) 評価対象

評価対象は、事業の環境影響であり、「施行規則」03の表現によれば、「UVP実施義務のある事業から惹き起こされる、人間の健康の変化、または環境の個々の構成要素、あるいは環境全体の物理的、化学的もしくは生物学的特性の変化」である。そして「施行規則」は、この環境影響を、個別媒体もしくは個別要素に対する影響と、媒体全体もしくは要素全体に対する影響という、二つの評価枠組に区別している⁶⁷⁾。前者は、個別媒体の汚染、および立地環境の被害が、その法的限界を超えるかどうかという問題であり、後者は、汚染の媒体間移動を考慮に入れると、複数媒体の汚染が全体的にみて限界的状況にあり、きわめて危険であると判断されるかどうかという問題である。つまり、後者の評価枠組は、「相互作用」と「限界負荷」の問題ということになる。

(2) 評価ルール

評価ルールは、評価方法または評価基準の問題である。これについて「施行規則」0611の一文は次のように定義している。「環境影響の評価は、決定上で重要な事実における当該個別法の環境に関する構成要件の指標(im-weltbezogene Tabestandsmerkmale des einschlägigen Fachgesetzes)の解釈および適用である」と。この規定は、要するに、当該事案における各環境媒体の汚染、および立地上の環境被害に対して、対応する個別法の関係規定を解釈し、法的拘束力のある限界値を決定して、これを適用すべきであると指示しているのである。

法的拘束力のある限界値は、最低基準、または判定基準とも呼ばれるが、個別環境法には、これらの限界値または基準値を定める構成要件、つまり「施行規則」0611三文、0612三文・三文、0613一文・二文等の表

現によれば、法定環境要件 (gesetzliche Umweltanforderung) または個別法の環境に関する構成要件と呼ばれているものが規定されている⁶⁸⁾。

他方、法的拘束力のない限界値、いわゆる補助指針 (Orientierungshilfe) と呼ばれるものが定められている場合がある。これは、特定環境媒体に滞留する汚染物質の量が、法的拘束力のある限界値をクリアしている場合においても、当該立地特性もしくは利用特性のような個々の事情のもとでは、それが良好な値といえるかどうかを判断する一つの目安となる。この補助指針は、弾力的に運用されることを建前としているが、法的環境基準を具体化するうえでも有効な手段であるとされる (0612)⁶⁹⁾。

(3) 複合汚染の評価問題

事業影響は、大気、水、土壌の各環境媒体に対する複合的汚染として現象することがある。このような場合を想定し、「施行規則」03aが二つの評価枠組を示していることは前述した。ところで、複合的汚染においても、個別媒体の影響調査を全媒体にわたって実施することは、法的基準を超える媒体汚染の有無を明らかにする上では有効というべきであろう。人を含む動植物あるいは生態系の健全性の見地からは、一媒体であっても法的基準を超える汚染は許されないからである。

ところで、「施行規則」0621には、「効果的な環境配慮に関する評価」 (Bewertung in Hinblick auf eine wirksame Umweltsorge) という標目の規定が置かれている。この規定は、環境配慮の効果についで、環境媒体および環境要素ごとに個別評価する必要性を指摘するが、さらに総合的評価について次のように述べている。「相互に関係づけられるべき環境影響の「媒体を越えた評価」 (medienübergreifende Bewertung) が質的な観点 (qualitativen Gesichtspunkt) に基づくならば、環境影響の定量的な総合的評価は、決済単位 (Verrechnungseinheit) の欠缺により、原

則的に不可能である・・・単に環境影響の個別媒体の評価をつなぎ合わせることで不十分である」と。

この言及には、二つの問題が含まれていると思われる。その第一は、この「効果的な環境配慮に関する評価」自体の問題である。この概念は、日本法の「環境保全措置の審査」とほぼ同じものであるが、ドイツ法には、環境配慮に関する評価の方法等について言及する規定が全くなく、また、日本法のように、環境保全配慮の評価を、直接、事業許可等に反映させる旨の規定もない。⁽⁹⁾

第二は、右の引用部分の指摘が、結局、一般原理として、汚染物質を帯有する複数の環境媒体を横断的かつ定量的に評価することの不可能性に関する指摘にもなっているということである。したがって、媒体を越えた評価を総合的評価と位置づけるならば、そのような総合的評価は、定量的評価としては不可能ということになる。

もともと、「施行規則」0623は、「並行的許可手続における評価」の規定を設け、ここでは、複数の許可庁の並行的手続を共同化および統一化する技巧的な方法を採用し、この方法の下での総合的評価を実施するとしている。この問題については、次章において詳説する。

第二節 各論規定の概要と主要な問題点

一 項目について

各論は次の五項目からなっているが、このうち、②と③の項目は、関係する事業種がNr15の「開発計画および建築計画の関係規定に基づく休暇村およびホテル群等の許可を要する事業」に限定されているため、これを省くこととし、①、④および⑤の三項目に限って検討する。

- ① 適用範囲
- ② 環境適合性審査法二条一文による環境影響の調査および記述
- ③ 同法二条一文二文による環境影響の評価
- ④ 同法五条のUVPの予測審査範囲の情報提供
- ⑤ 同法一二条に基づくUVP

(1) 適用範囲

各論の適用範囲において留意すべきは、まず、連邦イムミシオン防止法に基づく許可を必要とする施設、および原子力法七条に基づく許可を必要とする施設の各UVP手続については、それぞれの許可手続政令（前者については「第九施行令」、後者については「原子力法手続政令」）の規定を優先適用し、各許可手続政令に定めのない事項に限って、環境適合性審査法施行規則を適用する、ということである。連邦イムミシオン防止法第九施行令や原子力法許可手続政令には、環境適合性審査法による評価の基準、原則および手法を示す規定が含まれているからである。

(2) 環境適合性審査法五条のUVPの予測審査範囲の情報提供

この項目は、スコーピング手続のうち、UVP範囲に関する情報提供について、その基準および原則等を規定するものである。この点では、いずれの事業種においても、付録2および付録3に記載された提出必要書類に関する指示事項を参考にすべきであるとしている。しかし、同付録記載の指示事項は量が多く、実際の運用においては、ケースごとに一定の選択が必要となろう。

(3) 環境適合性審査法一二条に基づくUVP

この項目については、これを各事業種ごとに具体化するため、事業種ごとに二ないし四の基準もしくは原則を示

す細目が設けられている。以下においては、このUVPに関する基準および原則に関する細目の内容をそれぞれ検討する。

二 細目について

前記項目の⑤「環境適合性審査法一二条に基づくUVP」については、次の四つの細目が付されている。なお、これらの細目は、いずれも事業種と関係するので、「施行規則」に定められている事業種を参考に掲示しておく。

(細目)

- ① 個別法に基づく評価基準
- ② 環境媒体を越えた評価と「公共の安全」
- ③ 保護措置に基づく相互作用の環境媒体を越えた評価原則
- ④ 限界負荷のための環境媒体を越えた評価原則

(事業種)

- Nr 1 連邦イムMISSION防止法の許可を必要とする事業
- Nr 2 原子力法七条の許可を必要とする事業
- Nr 3 原子力法九条bの放射能廃棄物最終貯蔵のための計画確定の必要な事業
- Nr 4 廃棄物法七条二項の計画確定が必要な投棄場所
- Nr 5 水管理法一八条cの意味の許可を必要とする下水処理施設
- Nr 6 水管理法三一条の計画確定が必要な河川、湖沼等の拡張工事

Nr 15 開発計画・建築計画の関係規定に基づく休暇村・ホテル群等の要許可事業

Nr 16 水管理法一九条 a の許可を必要とする油・ガスの遠距離輸送用配管施設

1 個別法に基づく評価基準 (細目①)

個別法に基づく評価基準 (fachgesetzliche Bewertungsmaßstab) は、Nr 15 を除くすべての事業種にわたって詳細に規定されている。そこでは、まず、当該事業種に特有の法定環境要件が指摘され、次いで、当該事業種と関連するその他の事業種の法定環境要件についても摘示されている。しかしここでは、当該事業種に特有の法定環境要件のみを取り上げて検討する。

(1) 連邦イムミシオン防止法に基づく許可を必要とする事業

イムミシオン防止に特有の法定環境要件は、同法五条との関係では、同法六条一号、とされている。つまり、許可の必要な事業については、同法五条および七条により公布される法規命令による義務 (環境基準等) の履行が確実にあることが要件とされる。

(2) 原子力法七条に基づく許可を必要とする事業

原子力に特有の法定環境要件は、同法七条二項三号、とされている。つまり、ここでの許可は、科学技術の水準からみて、施設の建設と操業による被害に対する必要な予防が適切である場合にのみ与えられることになる。

(3) 原子力法九条 b に基づく放射性廃棄物の安全性確保と最終処分のための計画確定を必要とする事業

原子力に特有の法定環境要件は、同法七条二項三号および同法九条 b 四項二文一号との関係では、同法九条 b 四項一文、とされる。つまり、計画確定決定は、七条二項一号、二号、三号、及び五号に規定された要件を具備した

場合にのみ付与されることになるのである。⁽⁶⁾

(4) 廃棄物法七条二項に基づく計画確定を必要とする埋立処分場

廃棄物に特有な法定環境要件は、同法二条一項三文との関係では、同法八条三項一文、また、同法二条一項二文一号ないし五号の関係では、同法八条三項二文一号および三号、とされる。つまり、事業が説明した廃棄物処理計画に違反した場合には、計画確定決定を拒否しなければならず、また、履行義務と条件によっても、あるいは調整によっても、事業による「公共の安全の侵害」を防止しえないと予想される場合には、計画確定決定は拒否されなければならぬ。なお、ここでいう「公共の安全の侵害」の具体的な内容については、同法二条一項二文の一号ないし五号に規定されている。⁽⁶⁾

(5) 水管理法一八条cに規定する許可を必要とする汚水処理施設

水域保護に特有な法定環境要件は、州法との関係では、水管理法一八条aおよび同法一八条bとされる。つまり水域保護については、一次的には州法が環境要件を定めるが、これとの関係で、下水処理の義務と計画についての条項(水管理法一八条a)、および下水道の建設と管理に関する条項(同法一八条b)の定めが、その法定環境要件となる。

(6) 水管理法三一条に規定する計画確定を要する河川改修

河川改修に特有な法定環境要件は、州法との関係で水管理法三一条一項、とされる。つまり、河川改修については、一次的には州法がその環境要件を定めているが、それとの関係で、留意されるべきは、河川等の水域の自然性を、公共の安全と対立しない限り、保存するよう努めることが要件とされている。

(7) 水管理法一九条 a に基づく石油・ガスの遠距離輸送のための許可の必要なパイプライン施設
 当該施設に特有な法定環境要件は、同法一九条 b 二項とされ、パイプライン施設の建設と操業により、また連邦共和国の境界線を横切るパイプラインがその一部において河川等水域の汚染または不利益な変更をもたらし、履行義務によっても防止できず、調整もできない場合には、許可は拒否されるのである。

2 環境媒体を越えた評価と「公共の安全」(細目②)

環境媒体を越えた評価と「公共の安全」(Medienbergreifende Bewertung und "Wohl der Allgemeinheit")の細目は、前記 Nr 3、Nr 4、Nr 5、および Nr 6 の四事業種に関係する。すなわち、この細目は、原子力法九条 b 四項二文一号、廃棄物法八条三項二文一号、水管理法一八条一項一文・二文、および水管理法三一条の関連による同法一条 a 一項に、それぞれ規定のある「公共の安全」の概念を、評価において実現すべきことを規定し、かつこの観点に基づき、各事業の UVP に対し、次の三点にわたる厳格な評価を行うよう求めている。

(1) 前記 Nr 3 と Nr 4 の事業において、「公共の安全」を実現するため、環境利益のみを考慮に入れるべきこと
 「施行規則」332 二項二文、および同 432 二項二文各参照)。

(2) 前記 Nr 3 〓 Nr 6 の全ての事業において、個別法の規定にかかわらず、環境適合性審査法二条一項二文に規定された保護対象の全部を評価に取り入れるべきこと(「施行規則」332 一項三文、同 432 一項四文、同 532 一項二文、および同 632 一項二文各参照)。

(3) 前記 Nr 3 〓 Nr 6 の全ての事業において、個別法の規定が別形態事業(Vorhabenvarianten)の審査を要求している場合には、個々の環境要素および環境総体への影響が最小になるのはどの形態かを評価すべきこと。但し重要な

環境影響のみに限定しうる(「施行規則」332一項四文・五文、同432一項四文・五文、同532一項三文・四文、および同632一項三文・四文各参照)。

ところで、(1)では、放射能廃棄物最終貯蔵施設および廃棄物投棄場所に関する環境影響評価においては、環境利益のみを考慮に入れなければならないとしているが、「環境利益のみを考慮に入れる」とはどういうことか、という点がまず問題となる。つまり、例えば、些細な環境利益と重要な事業利益とがある場合にも、事業利益を無視しうるという意味かどうか、ということであるが、この点では「環境利益のみを考慮に入れる」べき場合とは、「公共の安全」の侵害が想定され、これを排除する必要がある場合に限られるのであり、比較衡量を否定する趣旨ではないと解すべきであろう⁷⁾。

次に(2)は、「個別法の規定にかかわらず」とあるが、原子力法九条b(Nr3)、廃棄物法七条二項(Nr4)、水管理法一八条c(Nr5)、水管理法三二条(Nr6)には、いずれも環境適合性審査法の審査に適合することが、当該事業の許可または計画確定の要件であると規定されており、またこの審査は、いわゆる総合的評価であるから、個別法の規定が、環境適合性審査法二条一文の保護対象の全部を評価に取り入れることの障碍とはなりえない。けだし、環境影響の予想される保護対象については、当然、評価対象とされなければならないからである。

なお、(3)の「別形態事業」とは、事業代替案(Vorhabenalternativen)を換言したほぼ同様の概念であると理解される。つまり原事業と対比される代替案は、原事業の「別形態」事業であり、その「別形態」性が強調されているわけである。ともあれ、各個別法に「最小代替案」審査を義務づける規定が存在しない現状では、前記四事業種における「最小代替案」審査は実施されない⁸⁾。

ここでとくに注目されるのは、Nr5の水管理法一八条cによる下水処理施設は、計画確定を要する事業ではな

く、許可手続にかかわる事業であるということである。つまり、「施行規則」は、右の規定によって、個別環境法上の許可手続であるNr 5の水管理法一八条cによる下水処理施設についても、個別環境法に「最小代替案」の審査を義務づける規定が置かれた場合には、その審査は必要となることを明らかにした、という点がとくに重要である。この点を含め、代替案審査に関する諸問題については、後に第二部の第二章において詳論する。

なお、付録2のなかには、「代替案」の審査を予定した指示事項(データ)が詳細に記載されている。

3 保護措置に基づく相互作用に関する環境媒体を越えた評価原則(細目③)

保護措置に基づく相互作用に関する媒体を越えた評価原則 (medienübergreifende Bewertungsgrundsätze für Wechselwirkungen aufgrund von Schutzmaßnahmen) の細目は、前記Nr 15を除くすべての事業種におかれている。この細目は、例えば、事業が大気汚染防止のため排出煤煙に含有される特定物質を防除し、辛うじて大気に対する法定要件をクリアする計画があった場合に、この残渣物から水質汚染または土壌汚染等がもたらされ、これが有害となるおそれがないかどうかを検討する、ということである。

なおこの細目には、七の事業種に合計一九のケースが設定され、それぞれのケースごとに、環境媒体を越える評価の基準として取り入れるべき個別環境法の条文、およびそこで審査すべき事項を指摘している。ここでは、紙幅の関係で三事業種の三ケースに限って、その内容を示すに留める。ここに示される個別法の条文のうち、説明が必要と思われるものについては、脚注において説明する。

(1) 連邦イムミシオン防止法に基づく許可を必要とする施設

イムミシオン防止措置により残渣物が発生し、その残渣物の堆積によって土壌または水の性状が付表一の補助的

基準に対応しなくなった場合には、連邦イムシオン防止法五条一項三号⁽⁹⁹⁾を環境媒体を越える評価の基準として取り入れ、土壌に残渣物を集めることが無害であると評価できるかどうか審査しなければならない。

(2) 廃棄物法七条二項に基づく計画確定を必要とする埋立処分場

汚水処理措置が連邦イムシオン防止法三条四項に規定する大気汚染の原因となり、大気汚染の性状が付表一の補助的指針の基準もしくは要件に対応しなくなった場合には、廃棄物法八条三項二文一号⁽¹⁰⁰⁾を、また水管理法六条・七条a三項のそれぞれを環境媒体を越える評価の基準として取り入れなければならない。汚水放流が公共の安全を侵害しないかどうかを審査しなければならない。

(3) 水管理法一八条c⁽¹⁰¹⁾に規定する許可の必要な汚水処理施設

汚水処理措置が連邦イムシオン防止法三条四項に規定する大気汚染の原因になり、大気汚染の性状が付表一の補助的指針の基準もしくは要件に対応しなくなった場合には、水管理法一八条a・六条・七条aのそれぞれを、環境媒体を越える評価の基準として取り入れなければならない。汚水処理および放流が公共の安全を侵害しないと評価できるかどうかを審査しなければならない。

4 限界負荷のための媒体を越えた評価原則(細目④)

限界負荷のための媒体を越えた評価原則 (Medienübergreifende Bewertungsgrundsätze für Grenzbelastungen) の細目は、Nr 1およびNr 15以外の全ての事業種に設けられている。これは、事業による、大気、水、土壌、ならびに自然および景観の状況が、法定環境要件を辛うじて保持するレベルにある場合には、当該個別法による「特定条項」を、媒体を越えた評価原則として取り入れるべきこと、そして環境総体への影響について、「公共の安全」の侵害に該る

か否かを、個別事例の状況に応じて審査すべきことを求めている。⁽⁸⁴⁾

論 註

(81) シュパイエルは、ラインラント・プファルツ州の都市名であるが、この都市に本拠をおく法律学術組織の通称でもある。このシュパイエルが開催した「立案検討会」(Planspiel)については、z.B. vgl. Böhrer/Hoffman, Bericht und Auswertungsergebnisse, Speyer, UVP-Planspiel, DÖV 1991, S.901.

(82) 担当者草案(v.19.6.1991)は、Erbguth/Schink, UVPg, 1992, Anhang 6に掲載されており、担当者草案に対する批判については、z.B. vgl. Vallendar, UPR 1992, S.212.

(83) 同前 Thomas Mayen, a.a.O., S.320f.

(84) Vgl. Erbguth/Schink, a.a.O., §5, Rn.23.

(85) ドイツの行政手続における職権探知主義(行政手続法一四条一・二六条)によれば、環境適合性審査の必要書類を行政庁が収集することも不可能ではなかった。しかし環境適合性審査法六条は、UVP指令に従い、これを事業者から提出させることにした。つまり、ドイツの行政庁は、この点で職権探知主義を抑制し、必要・十分かつ正確な資料提出を事業者に要請する立場をとることにしたのである。

(86) 行政庁の調査・記述に関する情報源の第一は、事業者提出の必要書類の内容である。つまり、行政庁の調査・記述の範囲は、事業者が提出すべき必要書類の範囲と基本的には一致することになるのである。

(87) 「施行規則」03には、「環境影響」の意義と共に、「環境影響」の発生メカニズムについての規定があり、その箇所には、①個別原因による影響、②原因の連鎖による影響、③複数原因の共同作用による影響、の三態様が記されている。つまり、環境影響評価においては、個別汚染と複合汚染の区別が重要であることが示されている。

- (88) 例えば「施行規則」0611の三文には「法律的な環境要件は、大抵は個別法の規定に明確に定式化されている(例えば、連邦イムミシオン防止法五条一項一号のように)。また、法律に引用された目的設定と諸利益から解釈によつて構成要件とすべきである(例えば、「公共の安全」という概念、または「自然保護と景観保全」の目的から)」という内容が規定され、0612の二文と三文には「付録一の補助指針は、有効な環境配慮について法的環境要件を具体化するものとなるので考慮すべきである」「補助指針を個々のケースに適用する際には、地域特性または利用特性をいかに除去すべきか、とくに補助指針の偏差を考慮しなければならない」と規定されている。
- (89) 補助指針については、前註(88)の二文と三文の説明を参照。
- (90) 日本法が、環境保全配慮の審査結果を事業免許等の処分に反映しうることについては、【第二部】第一章・第四節の一の3の(2)を参照。
- (91) 連邦イムミシオン防止法第九施行令の場合、端的な例は、その四条による申請書類に関する事項である。環境適合性審査法施行規則以上に詳細な規定がおかれている。また、原子力法許可手続政令も、その三条には、申請書に添付されるべき資料の内容が詳細に規定されている。
- (92) 環境適合性審査法三条別表の事業のうち(Nr 7) (Nr 14)の事業種に対しては、同法五条一四条は適用されない。これは、右の各個別事業法が、より詳しく、より進んだ環境適合性審査に関する規定を有しているとされるためである(環境適合性審査法四条)。したがって、これらの事業については、同法施行規則の各論の対象から除外されている。
- (93) 連邦イムミシオン防止法五条は、許可の必要な施設の事業者の義務を規定しており、その義務の根拠は、同法六条が定める許可要件である。そして同法六条は、同法五条および同法七条の規定に基き公布される法規命令による環境基準に適合することを許可要件と定めている。
- (94) 原子力法七条二項一号、二号、三号、および五号の各号要件は、次のとおりである。(一号)申請者の信頼性に対して疑念を

もたれる事実がなく、建設と施設の操業の管理および監督に対し責任ある人が専念し、建設と施設の操業の管理および監督のため、責任ある人がこのために必要な専門的知識をもっている場合。(二号) 施設の操業に関する人が、施設の安全な操業に関する必要な知識を有し、可能性のある危険に対する保護措置をもっている場合。(三号) 科学技術の水準による必要な防備が、施設の建設および操業による被害に対して適切である場合。(五号) 故障に対する措置、またはその他の作用に対する必要な保護措置が、第三者に対する関係でも保障されている場合。

(95) 廃棄物法二条一項二文の一号ないし五号は次のとおりである。(一号) 人間の健康が危険となりその健全性が損なわれること。(二号) 益獣、鳥、野獣および魚が危険となること。(三号) 水域、土壌、益草が危険な影響を受けること。(四号) 大気汚染、または騒音による有害な環境影響がひき起こされること。(五号) 自然保護、景観、および都市建築の利益が損なわれること。

(96) 「州法との関係で・・・」というのは、具体的な法的環境要件が一次的に州法に規定されている場合に、この州法の環境要件規定の根拠となっている連邦法の規定を、連邦法に基く法的環境要件と位置づける、ということである。

(97) 「環境利益のみを考慮に入れる」べき場合とは、要するに、比較衡量をするまでもなく、「公共の安全」を確保する利益が重大な場合がありうることを強調したものと思われる。なお、原子力法九条b四項二文一号、および廃棄物法八条三項二文一号の「公共の安全」に関する条文には、計画された事業の建設および運用によって、汚染物質が排出され「公共の安全」の侵害が予想される場合には、この危険を排除すべきことが規定されている。

(98) 但し、連邦イムミシオン防止法五条一項二号を、最小代替案の審査を要求する規定と解する時には、この許可決定、もしくはこの許可を含む事業の計画確定決定においては、イムミシオン防止に関する最小代替案の審査が要求されることになる。

(99) 連邦イムミシオン防止法五条一項三号は、「許可の必要な施設は、廃棄物の発生が回避され、それが整理されて無害に利用されるか、または、発生の回避と無害に利用することが技術的に不可能であり、またそのことを要求できないような場合であつて

も、公共の安全を害することなく処分されるように建設され、操業されなければならない」と規定している。

(00) 連邦イムミシオン防止法三条四項は、大気汚染を、煙、煤煙、埃、ガス、エアゾール、蒸気、または臭気物質による、空気の複合的变化であると規定している。

(01) 廃棄物法八条三項二文一号は、履行条件を付しても防止できない、事業による「公共の安全」の侵害が予想される場合には、計画確定決定は拒否しなければならない、と規定している。

(02) 水管理法一八条cは、下水処理施設の建設、操業、および同施設の重要な変更についての許可手続について規定している。

(03) 「限界負荷のための媒体を越えた評価原則」の細目に規定されている、各事業種ごとの特定条項とその内容は次のとおりである。まず、Nr 2には、原子力法七条二項六号が挙げられており、ここでは優越的な公的利益 (überwiegende öffentliche Interessen)、とくに環境影響に関する公的利益が、事業の位置選択と矛盾しない場合でなければ、許可は与えられないことが規定されている。Nr 3には、原子力法九条b四項二文一号が挙げられており、ここでは、事業の建設または操業によつて、「公共の安全」の侵害が防衛できないと予想される場合には計画確定決定を拒否すべきことが規定されている。Nr 4には、廃棄物法八条三項二文一号が掲げられており、ここでは、事業による「公共の安全」の侵害が防衛または解消されない場合には、計画確定決定を拒否すべきであると規定されている。Nr 5には、水管理法一八条aが掲げられており、ここでは、要するに下水処理、汚水除去が「公共の安全」にとつて重要であり、そのため各州は、下水処理プランを立て、必要があれば第三者にこの全部または一部を一定の条件の下に委託することができる旨定めている。Nr 6には、水管理法三一条による同法一条aが挙げられており、ここでは河川、湖沼、海浜等の水域が、自然の新陳代謝と動植物の生活圏として重要な要素となっており、「公共の安全」の観点から、生態学上の機能侵害を回避しうるよう維持管理すべきこと、また、水の汚染および水の特性の不利な変化を防ぎ、水利用の配慮と節約をすべきこと、水管理能力の維持、流水加速の回避等により水環境について必要な細心の注意を払う義務を規定している。Nr 16には、水管理法一九条bによる同法一条aが挙げられているが、この内容はNr 6と同様である。要するに

各事業種において、限界負荷状況にある場合の評価原則とされる「特定条項」は、右にみたとおり、許可または計画確定をきびしく規制するものとなっているのである。

【第二部 ドイツ環境適合性審査法における総合的評価と代替案審査】

第一章 並行的許可手続と総合的評価

第一節 並行的許可手続とその調整システム

一 並行的許可手続と審査結果の競合

ドイツにおいては、並行的許可手続の概念自体は、すでに環境適合性審査法の制定以前から存在していたといえる。ただし、事業の許可手続において、個別環境法に基づく複数の許可庁が、当該事業に対し同時的かつ並行的に審査手続を実施することはありえたからである⁽⁹⁰⁾。しかし、この場合の複数庁による審査の並行性は、事実上のものにすぎず、各許可庁のそれぞれの手続には、互いに関連性はなく、拘束関係もない。各許可庁は、いわゆる「集中効」⁽⁹¹⁾がおよぶ場合を除けば、自己の担当する環境領域に関する審査を独立して実施し、他の許可庁の審査とはかわりなく、独自の結論を下すことになる。したがって、各許可庁間の結論の異同は、それ自体として法的問題になりえない性質のものである。例えば、事業の許可手続において、連邦イムミシオン防止法を所轄する行政庁は許

可決定を下したが、水管理法を所轄する行政庁は不許可とした、というようなことは、両庁の審査対象が異なるのであるから、ありえないことではない。

ところが、環境適合性審査法の施行後においては、事態は異なってきた。つまり、事業計画に対するUVPは、原則として環境媒体および環境要素の全てを対象として実施されなければならないことになった。したがって並行的審査においても、それぞれの許可庁は、環境媒体および環境要素の全体に対する事業影響を審査対象とすることになり、その意味では、各許可庁の審査対象は、客観的には同一のものとなったからである。そのため、論理的には、各許可庁の決定は当然同一となるべきであり、許可庁間の相反する決定は、明らかに判断の矛盾ということになる。そして、許可庁間に対立した決定が出た場合には、それぞれの決定の効力範囲と拘束関係が確定されなければならぬ。つまり「決定競合」をめぐる学説の対立は、かかる状況のもとで起こるべくして起こったといえる。しかしこの論争は、並行的手続における複数庁の「協力」(Zusammenwirkung) および決定の「統一化」(Ver-einigung)の方法が、次に述べるように「施行規則」に明示された結果、とりあえずは解消することになる。

二 並行的審査の調整に関するアメリカの方法

並行的許可手続における各許可庁間の調整の問題で、参考になるのは、アメリカにおける取扱いである。アメリカでは、州によって並行的許可手続の取扱いが異なっており、これは次の三つの取扱いに要約されるといわれる。

その一は、各所轄庁が固有の環境影響説明書(Environmental Impact Statement)を作成し、ここにおいて専門的な知識が用いられるが、他方、総合的な評価手続に十分反映されず、調整も十分ではない。このようなシステムの州が若干存在する。その二は、かなり多くの州がこの傾向に属するが、関係する所轄庁が共同の環境影響説明書を作

成し、このなかで総合的な方法による説明がなされる。しかし環境影響評価についての責任までは負担しない。その三は、もっとも進んだ方式とされるが、関係する所轄庁のうちの一つが統括庁 (Lead Agency) に選任され、環境影響説明書の作成に対する責任を負担し、かつ、評価を調整する。もちろん、環境影響説明は、関係する行政庁の共同作業によって作成され、また、評価も共同作業によって決定する。もし評価について行政庁間で不一致を生じた場合には、上位の官庁が決定することになる。

ドイツが採用した、並行的審査の競合調整システムとしての、①「統括庁」の設置、②許可庁間の「協力」および③「統一化」の方法は、このアメリカの最後の調整方式に倣ったものであるといわれる。

第二節 環境適合性審査法における並行的許可手続の調整

一 調整システムの概要

環境適合性審査法と同法施行規則には、並行的手続の調整を目的として、統括庁 (federführende Behörde) の設置、許可庁等の協力、および評価結果の統一化の手法が規定されている。

1 統括庁の設置

環境適合性審査法一四条には、一つの事業計画に複数の行政庁による許可を必要とする場合 (いわゆる並行的手続) において、①州は、少なくとも五条 (スコーピング手続) および一条 (要約的報告書) の職務に関し権限を有する統括庁を指定すべきこと (一項一文)、②統括庁はその職務を、少なくとも当該事業にかかわる許可庁および自然保護庁と協力して遂行すべきこと (二項三文)、③統括庁は、許可庁の協力を確保すべきこと (二項二文)、が

規定された。

2 許可庁等の協力および評価結果の統一化の手法

同法施行規則には次に示すように、①スコーピング、②要約的報告書の作成、および③評価、の各段階において、許可庁間の「協力」に関する諸規定が設けられ、また、評価段階の最後には、評価結果を統一させるための手法が規定されている。

二 各段階における並行的手続の調整システム

1 スコーピング段階における許可庁等の協力

同法施行規則には、スコーピング段階における許可庁等の協力について、次の二点が規定されている。

(1) 所轄庁は、事業者から提出された書類の審査において、他の行政庁の意見を求めること(Hinzuziehung)ができる。それが統括庁に関する事案である場合には、統括庁の任務を担当する所轄庁は、許可庁および任務範囲にかかわる自然保護庁と協力し書類を審査するものとする(044の四項)。

(2) 統括庁の任務を担当する所轄庁は、許可庁および任務範囲にかかわる自然保護庁と協力して、事業者との協議(Besprechung)を実施しなければならない(046の二項一文)。

このように、同法施行規則がスコーピング段階での許可庁間の協力を要求するのは、事業者から提出される重要な資料の審査を正確に行うと共に、関係する行政庁間の協力関係をつちかい、後続手続(要約的報告書の作成および評価)における作業協力を充実させるためであることはいままでもない。所轄庁は、スコーピング段階のなか

で、排出汚染の複数媒体性 (Mehrmedienkeit) に関する判断、つまり、並行的許可手続に付すべき事案か、そうでない事案かの区分を求められることになる。したがってこの関係でも、他の行政庁との協力が必要となる。

2 要約的報告書の作成段階における許可庁等の協力

同法施行規則には、要約的報告書の作成段階における許可庁等の協力について、次の二点が規定されている。

(1) 統括庁は、許可庁および任務範囲にかかわる自然保護庁と協力して、要約的報告書を作成しなければならぬ⁽¹⁰⁰⁾。もしそれが目的に適うのであれば、統括庁は、その他の行政庁を参加させることができる (0524の一項)。

(2) 統括庁は、提供された調査結果により要約的報告書のための草案 (Entwurf) を作成し、それを参加庁に通知する。参加庁の意見表明 (Stellungnahme) は、環境適合性審査法一一条三文⁽¹⁰¹⁾、および個別法所定の手続期限を考慮した所定の期限内に行わない、その期限を遵守できないときには、参加庁は統括庁に対し、草案到達後二週間以内⁽¹⁰²⁾にその旨を通知しなければならない。意見表明は、協議のなかにおいても述べる⁽¹⁰³⁾ことができる。統括庁は、意見表明に基づき要約的報告書を作成する (0524の二項)。

環境影響の要約的報告書は、許可決定の論拠 (Begründung) となる重要な資料であるから、基本的には、統括庁を含む許可庁等の協力によって作成すべきものとされている。しかし他方では、統括庁がその作業のイニシヤティブをとり、草案を作成し、許可庁等の意見表明を求め、この意見等に基づき、最終的に統括庁の責任においてこれをまとめ上げることができることになっている⁽¹⁰⁴⁾。

3 評価段階における許可庁間の協力

「施行規則」は、評価段階における許可庁間の協力について、次の五点を規定している。

(1) 一事業に複数庁による許可が必要な並行的手続のケースにおいては、統括庁は、事業の環境影響の総合的評価のために、許可庁の協力を保障しなければならない⁽⁴⁾。統括庁は、任務を委譲されず、総合的評価を実施しなければならぬ(0623一項)。

(2) 統括庁は、組織的な観点と権限に基づいて、原則的に評価活動(Bewertungsschritt)を指導しなければならぬ。統括庁は、総合的評価を文書のみで行うか、あるいは許可庁間の協議が必要かどうかを決定する。個別法による期限は遵守されなければならない(同二項)。

(3) 手続の開始にあたって、統括庁は、許可庁に対し、専門的見地による意見表明をするようその都度促さなければならぬ。総合的評価に関する許可庁の意見の相違に対して、統括庁は、統一提案(Einigungsvorschlag)を提示し説明しなければならない(同三項)。

(4) もし、統一提案によっても、各許可庁の意見が一致しないならば、統括庁は、速やかに上級の監督庁に事業を移送し、意見相違に関し裁可を求めなければならない(同四項)。

(5) 統括庁は、評価の終了後、総合的評価の結果を記録し、その結論を文書で報告する⁽⁴⁾。総合的評価は、評価結果が許可決定で考慮される前に完結していなければならない(同五項)。

並行的手続による評価活動においては、右(2)のとおり、文書のみによる総合的評価を行うことが認められている。おそらく、許可庁間の意見一致が確実と目されるケースにおいては、文書のみによる評価の集約がなされてもとくに不都合を生じるおそれはないであろう。意見不一致の場合には、統括庁が統一提案を行って意見の一致を

図るが、この提案には、他の許可庁に対する拘束力はなく、再度、意見不一致となった場合には、すみやかに監督庁に当該事案を移送し、ここで最終決定が行われることになる。つまり、統括庁をはじめとする許可庁のこの評価決定は、多数決制ではなく全員一致制をとることが施行規則上明らかであり、一庁でも反対があれば、総合的評価の決定をなしえず、最終的には、上級庁である監督庁が統一決定を下す（この上級庁の決定は、各許可庁を拘束する）システムになっている。⁽¹⁰⁾ 並行的許可手続における「競合問題」は、このような各許可庁等の協力をともなう調整システムにより回避されることになる。

第三節 複数の環境媒体にかかわる環境影響評価

一 総合的評価と「環境媒体を越えた評価」の意味

環境適合性審査法施行規則は、複数の環境媒体にかかわる環境影響の評価について、これを総合的評価と表現することもあり、また「環境媒体を越えた評価」と表現することもある。前者は、主に並行的許可手続に関する規定（0623）において用いられ、後者は、同法施行規則各論の細目規定、つまり「環境媒体を越えた評価と公共の安全」、⁽¹¹⁾ 「保護措置に基づく相互作用に関する環境媒体を越えた評価原則」、⁽¹²⁾ および「限界負荷のための環境媒体を越えた評価原則」、⁽¹³⁾ において用いられている。

「環境媒体を越えた評価」の原語である“*medienübergreifende Bewertung*”は、「媒体横断的評価」と訳されることもある。これは要するに、個々の環境媒体ないし環境要素の、伝統的な部門ごとの保護を目的とする個別的评价ではなく、複合的、全体的な環境影響から、全ての環境媒体ないし環境要素、あるいは「生態系」の保護を目的とする

評価、つまり全体的な環境負荷状況の評価、という意味である。

したがって「環境媒体を越えた評価」と総合的評価とは、いずれも、複合的、全体的な環境媒体を対象とする評価であるという点において、何ら変わりがなく、同義といえるであろう。しかし「施行規則」のうえでは、総合的評価は、事業の環境適合性に関する審査結果を表す用語として位置づけられているのに対し、「環境媒体を越えた評価」は、高度の複合汚染による特定の環境危険(例えば「相互作用」による重大な汚染転移、または「限界負荷」状況の深刻化等による「公共の安全」の侵害)を排除または回避するための評価方法として位置づけられており、両者は、それぞれ異なった役割を担っているといえよう。

二 総合的評価の方法

1 環境影響の総合的評価とその特殊性

一般に総合的評価は、評価対象を評価要素に分け、評価要素ごとに評価点をつけ、その評価点の合計をいう場合が多い。しかし環境影響評価においては、それぞれの評価要素が異質であり、しかも各評価点の換算単位が欠缺するので、定量的な総合的評価を行うことはほとんど不可能とみられる(0621参照)。仮に換算単位が存在したとしても、環境影響は本来、合計的または平均的評価に馴染まない性質をもっているといえる。ただし、大気、水、土壌の各媒体の良質性は、いずれが欠けても生物にとって致命的となりうるからである。例えば、仮に大気汚染がその限界値を超過すれば、すでにそのみで、水、土壌の評価が良好であっても、環境影響評価は「不可」とせざるをえず、汚染値の平均または合計は、ここでは意味をもちえない。

もつとも、環境媒体に対する汚染が、いずれも限界値を超過しない程度に限界値に接近している、いわゆる限界

負荷状況にある場合、または、より環境に優しい事業代替案の選択が必要とされる場合には、汚染値の合計的または平均的評価が意味をもつこともありうる。このような場合には、特別な評価方法が用いられる。

2 総合的評価のための評価枠組

「施行規則」各論のUVPに関する細目規定(つまり、①個別法に基く評価基準、②環境媒体を超えた評価と「公共の安全」、③保護措置に基く相互作用に関する環境媒体を超えた評価原則、および④限界負荷のための媒体を超えた評価原則)によれば、環境影響の総合的評価は、概ね次の三つの評価枠組の検討を通じて実施されるといえる。

- (1) 法的基準を超える媒体汚染の有無⁽¹¹⁾
- (2) 重大な事業立地被害の有無⁽¹²⁾
- (3) 「公共の安全」に対する侵害の有無⁽¹³⁾

ところで、ドイツ環境法における「公共の安全」の侵害(Beeinträchtigung des "Wohl der Allgemeinheit")の概念は、日本の環境基本法二条三項に定める公害概念とはほぼ同じであるといえよう。つまり「公共の安全」の侵害は、廃棄物法二条一項二文一号～五号に規定されている「環境法益の侵害」状態が、一定の社会的な広がりをもって惹起されることに他ならない。したがって、「公共の安全」の侵害という評価基準は、「一定の社会的広がり」という被害の発生態様を別にすれば、環境影響の一般的な評価基準と変わりはなく、媒体汚染に関する法的基準、または事業立地による被害の重大性に関する基準と同様、環境法益の侵害の有無をそのメルクマールとするのである。

「公共の安全」の語が「施行規則」のうえで用いられているのは、複合汚染による被害の可能性の場面、および

安全確保のとくに必要な事業における危険予防に関する場面である。これらの場面では、基準の数値化は困難であり、「公共の安全」という一般的な概念的基準をもって、その評価枠組とせざるをえないのである。

右(1)、(2)、および(3)の枠組の審査において、すべてが「無」と判断された場合には、当該事業の環境影響は「可」と総合評価されるが、一つでも「有」と判断された場合には「不可」と総合評価されることになる。もともと環境影響評価の大部分は、法的基準を超過する媒体汚染の有無を調査するのみで足りるケースであるが、例えば、鳥類の往来が頻繁な地域での風力発電施設の立地等による被害が予想されるケースにおいては(2)の審査が必要となり、また例えば、複合汚染における危険が予知される場合には、当然(3)の審査が求められることになる⁽⁴⁾。

三 並行的許可手続および計画確定手続における総合的評価の方法

1 並行的許可手続における総合的評価の方法

先に述べたところから、並行的手続による総合的評価の方法に関する部分を要約して示すと、概ね次のとおりとなる。すなわち、

- (1) 複数の許可庁は、それぞれ所轄する環境媒体について、当該事業に基づく媒体汚染、事業立地被害、および「公共の安全」の侵害の状況を調査・記述し、その結果を統括庁に報告する。
- (2) 統括庁は、これらの報告を集約し、各許可庁および自然保護に関する行政庁と協力して、要約的報告書にまとめ上げる。
- (3) 各許可庁は、統括庁の指導のもとに協力し、要約的報告書に基づきそれぞれが全環境媒体ないし全環境要素

にわたる環境影響の総合的評価を独自に行ない、その結果を意見として合議の場で発表し、または統括庁に文書で通知する。

(4) 各許可庁の意見が一致すれば、それが当該事業の環境影響に関する総合的評価として確定する。

(5) しかし、各許可庁の意見が一致しなければ、統括庁が統一提案を行なって調整を図るが、なお一致しない場合には、事件を上級庁である監督庁に移送し、監督庁が総合的評価を決定することになる。

各許可庁が総合的評価を行なう場合には、前述した評価枠組（つまり「法的基準を越える媒体汚染の有無」、「重大な事業立地被害の有無」および「公共の安全に対する侵害の有無」のすべてについて、「施行規則」各論の細目規定）⁽⁴⁾に基づく具体的な判断が必要であることはいうまでもない。

なお、事業許可手続においても、個別法に事業代替案の審査を義務づける規定が置かれ、その審査が実施されることとなった場合には、当然その審査結果が、総合的評価において考慮されることになる。しかし現行の「施行規則」においては、事業代替案の審査方法についても、その審査結果の総合的評価における考慮についても、規定するところがない。

2 計画確定手続における総合的評価

計画確定手続においては、「集中効」により、原則として当該計画確定の決定庁が単独で総合的評価を実施する。つまり、ここでは、並行的手続による調整方法が必要ではないが、当該計画確定の決定庁は、比較衡量を伴う裁量判断により、前述の枠組による総合的評価を実施することになる。⁽⁴⁾ 事業代替案の審査を必要とするケースについては、その審査結果をも加えた総合的評価が実施されることになる。

第四節 日本法の環境影響評価の方法とドイツ法

一 日本法における環境影響評価の方法

1 日本法における環境影響の評価項目と総合的評価の意味

(1) 評価項目の決定と評価の実施

日本の環境影響評価法(以下日本法という)による環境影響評価の項目については、事業者が、事業種ごとの主務省令の別表に示されている標準項目を参考とし、事業特性、および地域特性に応じた追加もしくは削除を行って選定し、これを方法書に記載して公表する(五条)。関係者の意見等がよせられた場合には、その意見等を勘案し、評価項目を修正して評価を実施することができる(十一条・十二条)。

主務省令の別表に規定されている標準項目は、次のとおりである。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

大気環境

大気質⁽¹⁰⁾・騒音・振動・悪臭・その他

水環境

水質・底質・地下水・その他

土壌環境その他環境

地形と地質・地盤・土壌・その他

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物

(重要な種および注目すべき生息地)

植物

(重要な種および群落)

生態系

(地域を特徴づける生態系)

人と自然との豊かな触れ合い

景 観 (主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観)

触れあい活動の場 (主要な人と自然との触れ合いの活動の場)

環境への負荷

廃棄物等 (建設工事にもなう副産物)

温室効果ガス等⁽⁴⁴⁾

(2) 総合的評価の記載

右の各評価項目に対する評価結果は、法一四条一項七号イに規定されており、項目ごとに取りまとめて準備書に記載される⁽⁴⁵⁾。なお同号ロは、環境の保全のための措置(以下環境保全措置という)を、同号ニは、事業の総合的な評価を、それぞれ準備書に記載しなければならないと規定している。

ところで、法一四条一項七号ニに規定されている総合的評価が、具体的にどのような内容と形式をもつものであるかについて、法律は明示していない。しかし主務省令では、「準備書の作成および記載事項」の条項において、「対象事業にかかる総合的な環境影響の評価の記載には、法一四条一項七号イないしハに掲げる事項の概要を一覧できるように取りまとめて記載しなければならない」と規定している。つまり日本法による総合的評価は、各評価項目に対する評価結果、調査と予測の結果、および環境保全措置、のそれぞれの概要を一覧的にまとめた叙述であるにすぎず、ドイツ法の総合的評価が、事業許可もしくは計画確定の直接の要件事実とされているのとは大きく異なっていることが注目される⁽⁴⁶⁾。

2 環境保全措置(配慮)の意義

日本法には、事業影響の評価の手法または指針として、環境保全措置または環境保全配慮(以下兩者をまとめていうときは、環境保全措置(配慮)という)という概念が、きわめて重要な意義をもつものとしてしばしば用いられている。⁽³⁾

環境保全措置(配慮)は、要するに、事業の環境影響を回避または低減させることであり、この措置がなかったならば、ありえたであろう環境影響が、この措置によって、どれだけ回避または低減されたか、ということ、つまり、措置方法と、措置効果が問題となる。改良された効果的な技術ないし方法によって、事業の環境影響の回避または低減化の実現が期待されるのである。

ところで、事業の環境影響評価は、環境汚染等、事業活動に随伴する否定的結果の評価(「マイナス」評価)といえる。これに対し、環境保全措置(配慮)の評価は、事業活動の否定的結果の発生を抑制する事業努力の評価(一般的には「プラス」評価、あるいは「情状的评价」とみることができよう)。

このように、環境保全措置(配慮)を、環境悪化を防止する事業努力、あるいは事業の環境影響についての「情状」と理解することによって、はじめに、「環境影響を評価する視点としては、環境基準の達成状況と共に、環境保全措置の有効性を評価すべきである」とされ、⁽⁴⁾また「事業の免許等の審査において、基準該当性の審査等と共に、環境保全配慮に関する審査を実施し、その双方を併せて判断するものとする」とされていることの意味が理解できる。つまり、非難されうる行為結果と、その結果にいたる道程とを共に評価し勘案することによって、行為に対する正しい法的対応が定められるのである。

3 日本法における環境保全措置（配慮）の機能

環境保全措置（配慮）は、複数案の比較検討を通じて、事業が環境影響の回避または低減化のために、どの程度の努力を払ったかを評価する、その対象を意味する。そしてこの評価結果は、事業の許認可判断に関する資料として用いられる。

日本法三三条一項は、対象事業について免許等を行う者は、免許等の審査において、評価書に記載された事項等に基づき、対象事業につき適正な環境保全配慮がなされているかどうかを審査しなければならない、と規定している。そして同条二項は、免許等を行う者は環境保全配慮の審査結果を環境基準等に関する審査と併せて判断し、当該事業の環境影響が仮に環境基準の良好な範囲内にある場合であっても、当該免許等を拒否し、または必要な条件を付することができる旨を規定する。ここで、環境保全配慮の審査結果と環境基準等に関する審査とを併せて判断する、というのは、実質的には、事業許認可のための環境影響の総合的評価を行なうということと変わりが無い。

次に、主務省令の「環境保全措置に関する指針」⁽¹⁴⁾における「環境保全措置の検討」の規定によれば、「環境影響をできる限り回避または低減すること、必要に応じ代償すること、および環境要素に関する国または地方公共団体の基準あるいは目標を達成するための環境保全措置を検討すること」とされている。つまり、事業者には、「環境保全措置の検討」を媒体として、環境影響をできる限り回避または低減する義務、および法定環境基準を遵守する義務が課せられているのである。この規定は、一般的に「最小措置案」⁽¹⁵⁾の比較検討を事業者が義務づける規定、と解する余地がないとはいえないが、この点は次章において検討する。

二 日本法とドイツ法の比較

1 スコーピング手続

日本法では、事業者が環境影響評価の実施主体となるため、評価項目については、事業者が主務省令に基づいて選定し、この評価の方法および事業の概要等を方法書に記載し、これを公告および縦覧すると共に、関係者に送付して意見を求め、関係者等から出された意見に基づき、評価方法を修正する必要があると認める時は、これを修正の上、評価を実施している。

他方、ドイツ法では、事業の概要ではなく、原則として事業者の提出資料そのものを閲覧する権利が市民に保障されている。また、早期に「聴聞手続」が実施され、この手続の一環として、異議を提起した者、事業計画に利害関係のある者、それらの代理人、証人、専門家等が参加できる非公開の討論会が開催され、その重要事項は記録に残される。なお、UVPにおける調査、記述、および評価の各方法は、事業者との協議、他の行政庁の意見聴取、聴聞手続を経た上で、所轄行政庁が法規に基いてこれを定めて実施する。

ドイツ法が市民関与のシステムとして、計画資料の閲覧権、および関係者による討論を含む聴聞手続を規定しているのは、環境NGO等の有力な専門家集団の関与が現実に想定されているためであり、この点は、日本法も将来展望として参考にするべきであろう。

2 評価項目と総合的評価

(1) 評価項目について

ドイツ法の評価項目と日本法の標準項目には、重なり合う部分もあるが、若干の違いもある。日本法にはなくド

イツ法に定められている評価項目には、「気候」、「文化財」および「その他の財物」があり、逆に、ドイツ法にはなく日本法に規定されている標準項目には、「生態系」、「ふれあい活動の場」、「廃棄物」および「温室効果ガス」がある。とくに今日的な環境課題とされる「温室効果ガス」、「廃棄物」および「生態系」が日本法に加えられ、また、大気質の評価要素として「浮遊粒子状物質（SPM）」が取り上げられたのは注目されてよい。

なお、前にもふれているように、日本法の標準項目は、それぞれの事業種の主務省令により若干の差異があり、またこの標準項目は、地域特性あるいは事業特性によって追加または削除することができ、さらに、方法書に対する関係者の意見等を勘案して、評価項目を変更することもできる、という特徴がある。

(2) 総合的評価について

環境影響に対する総合的評価については、先に述べたように、日本法とドイツ法では、その意味が全く異なっていることに注意する必要がある。日本法が規定する総合的評価（法一四条一項七号二）は、事業の環境影響に対する総合的な評価結果を表示するものではなく、評価項目の評価結果、調査・予測の結果、および環境保全措置のそれぞれの概要を、一覽できるようにとりまとめて記載されたものであるにすぎない。⁽⁴⁾つまりそれは、事業許認可に直接反映させるために、一元的に整理された要件的事実ではない。したがって日本法では、免許等を行う者は、評価書の記載事項等に基づいて、当該事業につき、環境基準等との適合性、環境保全配慮の適正性、および事業利益に関する各審査を改めて実施する必要があり、これらの審査結果を、併せて判断し、免許等の処分に反映させることができる、とされている。日本法は、免許等を行なう者がこの最終的な総合的判断を、総合的評価とは呼称していないが、実質的には、これが、日本法における事業の環境影響に関する総合的評価と考えて差し支えないであらう。

他方ドイツ法では、全ての評価事項にかかる評価を総合したものとして総合的評価が位置づけられている。つまり、その総合的評価には、当然、媒体汚染に関する基準適合性、事業立地による被害の重大性に関する評価、および「公共の安全」の侵害に関する評価が、必要な事業代替案の審査の結果と共に、すべて含まれることになる。そしてこの総合的評価の結果は、当該事業計画の許可または確定に直結する、「可」または「不可」という、ドラスティックな表現により明示されることになるのである。⁽⁴⁾

3 日本法の環境保全配慮とドイツ法の効果的な環境配慮

(1) 日本法の環境保全配慮

日本法は、事業者に対し、環境影響を可能な限り回避または低減させること、そのため、実行可能な技術(方法)により適正な環境保全措置を講じること、そして、環境保全措置の適正性を複数案の比較検討により検証すること⁽⁴⁾を求めている。したがって、事業者は、これらの一連の求めに応じた環境保全配慮をしなければならない。つまり、環境保全配慮は、環境保全についての事業者の包括的な法的義務の内容を示すものであると同時に、その評価結果は、事業の環境影響に対する総合的判断の重要な構成要件となっている。

なお、日本法では、いわゆる「複数案」の比較検討は、ドイツ法における事業代替案の審査のように、独自の判断枠組をもたず、その比較検討の結果は、当該事業の環境保全配慮の適正性に関する判断枠組に取り込まれ、その「検証」手段と位置づけられている。

(2) ドイツ法の「効果的な環境配慮」

ドイツの環境適合性審査法一条(目的規定)は、UVPの実施が必要とされる事業に対し、統一的な原理(Prin-

heitlicher Grundsatz)に基く「効果的な環境配慮」(wirksame Umweltsorge)を行うこと、そのために、早期かつ徹底した環境影響評価を実施し、その結果を許可決定において可能な限り考慮することが同法の目的である、と規定している。

しかし、同法施行規則は、その0621に「効果的な環境配慮に関する評価」という標目の規定を置いているものの、ここには「効果的な環境配慮」についての具体的な言及はなく、法律にも、また「施行規則」のその他の条項にも、「効果的な環境配慮」に触れるところは全くない。

ドイツ法では、効果的な環境配慮に関する評価の課題は、次章で述べる事業代替案の審査において実質的に担われる仕組となっており、これとは別途に、日本法のような環境保全配慮に関する評価を実施する必要はない、と考えられているであろう。

しかし、ドイツ法における事業代替案の審査には、日本法の複数案とは異なり、かなり複雑で込み入った、論及すべき問題点が多く含まれている。また、事業代替案に関する判例状況についても概括しておく必要がある。このような事情のため、ドイツ法による事業代替案の審査については、次章を独立の章として当てることにした。したがって日本法の複数案は、ドイツ法の事業代替案と対照する必要がある場合には、次章において重ねて取り上げることになる。

註

(44) Vgl. Peter Lämmle, Konkurrenz Paralleler Genehmigungen, 1991, S.9f.

(45) 集中効とは、事業の審査に複数庁の関与が必要である場合に、これを一つの行政庁の手続に集中かつ一本化し、統一した結論

を出すために付与される効力をいう。許可手続における集中効は、連邦イムミシオン防止法一三条に規定されているが、その適用範囲は狭く、例えば水質汚濁の審査にはおよばないとされる。なお、計画確定決定における集中効は、行政手続法七五条一項に規定されており、一定の事業が計画確定決定を受けた場合には、その事業に付帯するその他の計画確定、許認可は不要とされている。

(106) 「決定競合」の場合に、各決定がいかなる効力を有するかに関する学説状況については、前註(13)を参照。もつとも、「施行規則」にこの「競合調整」のシステムが規定されたことよって、この問題は基本的には解決されたといえる。

(107) Vgl. Christoph Landel, Die Umweltverträglichkeitsprüfung in parallelen Zulassungsverfahren, 1995, S. 57ff.

(108) このことは、所轄庁が、当該申請は並行的許可手続を必要とする事案である、と判断したことを意味する。

(109) 要約的報告書の作成について、「施行規則」は、次の二つの方法を示している。第一は、統括庁が許可庁および自然保護法庁等と直接協力してこれを作成する方法であり、第二は、統括庁が「草案」を作成し他の許可庁等の意見を求め、これを参考にし、等と直接協力してこれを作成する方法であり、第二は、統括庁が「草案」を作成し他の許可庁等の意見を求め、これを参考にし、等と直接協力してこれを作成する方法である。「施行規則」の規定の仕方からみると、第一が原則的方法で、第二は、単純な事案において用いられる簡便化された方法のように思われる。

(110) 環境適合性審査法一一条三文は、「その要約的報告書は、聴聞手続における討議の最終後、一カ月以内にまとめ上げなければならない」と規定している。

(111) 統括庁が要約的報告書の草案を発表し、これに対する許可庁等の意見表明を求め、この意見に基づいて要約的報告書を仕上げるという方法は、安易すぎると考えられないこともないが、単純な事案では、かえってこの方法のほうが適切な場合もありえよう。

(112) 評価段階における許可庁間の協力としては、環境影響評価に関する各専門分野の意見交換がその中心となる。各許可庁は、専門外の領域を含む「総合的判断」を下すについて、知見の不足を補う必要があり、また粗漏を防ぐためにも、相互協力が不可欠

となるのである。

(11) 個別法による期限として、例えば、イムミシオン防止法第九施行令の二〇条一項aには、要約的報告書の作成期限を可能な限り討議の終結後一カ月以内と、また、同項bには、評価の期限を要約的報告書の作成後一カ月以内と、それぞれ定められている。

(14) 統括庁が、総合的評価の結論を各許可庁に対し文書で通知するのは、総合的評価が文書による手続のみで（つまり会合を経ずに）行われる場合があり、この場合には、各許可庁の判断が一致したかどうか、各許可庁には不明だからである。各許可庁は、この総合的評価の結論に基づき、個別法上の許可決定を（統一的）に下すことになるのである。

(15) 許可庁間の意見一致が得られず、事案が上部監督庁に移送された場合の監督庁の決定には、「施行規則」には特段の定めはないが、当然各許可庁が拘束されると解すべきであろう。

(16) 「環境媒体を越えた評価と公共の安全」は、「施行規則」332、432、532、および632、に規定されている。

(17) 「保護措置に基づく相互作用に関する環境媒体を越えた評価原則」は、「施行規則」132、232、333、433、533、

633、および1632に規定されている。

(18) 「限界負荷のための環境媒体を越えた評価原則」は、233、334、434、534、634、および1633、に規定されている。

(19) 「施行規則」0621三項一文は、媒体横断的な定量的評価は不可能であることを示している。確かに、複合汚染の定量的評価は困難であるが、これを可能にする評価方法の開発研究が進められていることにも注意を払う必要がある。例えば原科幸彦編著・改定版「環境アセスメント」（財放送大学教育振興会）一二六頁以下には、評価項目の細分化、各項目のウエイト化等の研究が紹介されている。もともと、このような方法論は、未だ一般に承認を受けるまでには至っていない。なお、専門家である複数の評価委員に、評価項目ごとの採点を委ねる方式も考えられる。この方式は、刑事裁判における量刑に関する裁判官の合

議を想起させる。

(20) 「法的基準を越える媒体汚染の有無」を評価の枠組とするのは、例えば、「施行規則」1311aの、「イムミシオン防止に特有の法的環境要件」である。ここでは、「T-Alt」等の環境基準に対する適合性が評価基準とされている。

(21) 「事業立地被害の有無」を評価の枠組とするのは、例えば、「施行規則」233の、原子力法七条による許可を必要とする施設についての法的環境要件である。ここでは、事業の位置選択が環境に関する公的利益と矛盾しない場合でなければ許可は付与されない、と規定されている。

(22) 「公共の安全に対する侵害の有無」を評価の枠組とするのは、例えば、「施行規則」533aの、水管理法上の下水処理措置が大気汚染の原因となり、付表一の補助的指針の基準等に対応しなくなった場合である。ここでは、水管理法一八条a、同法六条および同法七条aのそれぞれを検討し、汚水処理および放流が「公共の安全」を侵害しないかどうかを審査すべきであるとされている。

(23) 日本の環境基本法二条三項には、次のとおり公害の概念定義がされている。すなわち「この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（「略」）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（「略」）、及び悪臭によつて、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることという。」

(24) 廃棄物法二条一項二文一号ないし五号の内容は、前註(5)を参照。

(25) 当該事業の環境影響として、重大な立地被害が予想される場合、または複合汚染により「公共の安全」の侵害が予想されるケースについては、通常は、聴聞手続の討論の終結までに、その問題性が指摘および開示されることになる。

(26) 「施行規則」各論の細目のうち「個別法による評価の基準」（131・231・331・431・531・631・1631）には、媒体汚染および立地被害の法定要件に関する準拠規定が網羅的に示されており、また前註(10)の「環境媒体を越えた評価と

公共の安全」、前註(17)の「保護措置に基く相互作用に関する媒体を越えた評価原則」、および前註(18)の「限界負荷のための媒体を越えた評価原則」には、それぞれの複合的汚染における特定危険（「公共の安全」に対する侵害）の排除に関する準拠規定が詳細に示されている。

(127) 計画確定手続には、「施行規則」0623による並行的手続に関する規定は適用されないが、前註に掲示した同規則各論の細目規定は適用される。したがって同規則各論の細目規定に基く総合的評価の結果は、当然、計画確定決定において考慮されなければならない。

(128) 「主務省令」は、三五の事業種ごとに、これを主管する単独もしくは複数の省庁（総理府を含む）が、当該事業にかかる環境影響評価を実施するための指針として定めたものである。例えば「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」というように、いずれの「主務省令」にもきわめて長い省令名が付されているのが特徴である。ちなみに、例示した「主務省令」は、通産省令である。三五の事業に関する各「主務省令」は、いずれも平成一〇年六月二二日に公布され、そのほとんどは同日施行された。なお、平成一一年六月一日、法律施行に併せて省令の一部改正が行われ、この改正部分は法律の施行と同時に施行されている。

(129) 標準的項目「大気環境」の「大気質」に、浮遊粒子状物質（SPM）が取上げられるようになった。この環境要素を標準項目に取入れたのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構が行なう宅地造成事業」、「道路事業」および「工業団地造成事業」の三事業種にかかる主務省令である。

(130) 標準的項目に「温室効果ガス」を取入れているのは、「発電所の設置変更の工事に係る事業」、「廃棄物の最終処分場事業」および「都市施設としてのダム事業」の三事業種にかかる主務省令である。

(131) 日本法の「準備書」は、対象事業にかかる環境影響評価を行った後、その評価結果について、環境保全の見地からの意見を聴

くための準備として、事業者によって作成される(法一四条)。準備書に対する関係者の意見が述べられた時は、これを勘案し、また必要な調査と評価を再度実施したうえ、準備書の記載事項について必要な修正を加え、評価書を作成する。したがって、法一四条一項各号に掲げられている事項は、準備書にも評価書にも記載されることになる(法二二条二項一号)。

(132) 三五の事業種ごとに制定されている各主務省令の内容は、ほぼ同じであり、条文も同一である場合が多い。ほとんどの主務省令において「準備書の作成および記載事項」は、一八条に規定されており、このうち法律一四条一項七号二に関する記載事項については、同主務省令一八条六項に規定されている。なお、以後、主務省令の条・項・号等を示す場合は、とくにことわらない限り「ほとんどの主務省令」における条・項・号等を指す。

(133) ドイツ法では、環境影響における総合的評価の結果は、「可」または「不可」という端的な形で許可決定または計画確定決定の判断にストレートに結びつく。しかし日本法では、評価書の総合的評価の欄には、①各評価項目に対する評価結果、②調査と予測の結果、および③環境保全措置、のそれぞれの概要を一覧できるようにまとめて記載されるのみであり、一元化された総合的評価の結果は記載されない。したがって①③の内容を免許等の処分へ反映させるためには、この内容に対する総合的判断がさらに必要となる。つまり日本法は、事業者に対しては前記①③の個別的评价の実施のみを求め、その総合的判断については、行政庁(免許等を行う者)に委ねているのである。

(134) 日本法には、「環境保全措置」または「環境保全配慮」に関する規定をもつ条項がかなり多い。例えば、一条、二条一項、三条、一二条二項、一四条一項七号口、三二条一項、三三条一項、同条三項、三四条一項、三五条、三六条、三七条、三八条一項等。

(135) 主務省令一一号および二号参照

(136) 法三三条二項一号および二号(横断条項)参照

(137) ここで免許等を行う者とは、当該事業法の規定に基く免許、特許、許可、認可、および承認を行う者のことであり、通常は主

務省庁の長（主務大臣）がこの任に当ることになる。

(33) 対象事業につき環境保全配慮が適正になされているかどうかは、もちろん環境影響評価において事業者が一次的に評価するが、「免許等を行う者」は、これを事業の免許等に反映させるために、再度厳密に審査しなければならぬ。

(34) 法三三三条二項一号および二号を比較すると、二号では「事業実施による利益」の審査結果が免許等処分判断枠組に加えられるが、一号では、「事業実施による利益」の審査結果を免許等の判断に加えられることにはなっていない。なぜ、そのように区別する必要があるのか疑問が残る。当然、同様に取り扱われるべきであろう。

(40) 「環境保全措置に関する指針」は、主務省令一四条ないし一七条に規定されている。一四条は「環境保全措置の検討」、一五条は「検討結果の検証」、一六条は「検討結果の整理」、一七条は「事後調査」である。

(41) 環境保全措置に、いわゆる「代償措置」が含まれるかどうかは問題であろう。主務省令一四条には、環境影響の回避または低減と共に、「環境価値の代償」も検討すべきであると規定されているので、環境保全措置には「代償措置」が含まれると解釈される余地がないとはいえない。しかし、環境保全と保全に代わる「代償」とは、明確に区別する必要があるであろう。

(42) 主務省令一四条は、環境影響をできる限り回避または低減すること、および国または地方公共団体の環境基準等を達成するための環境保全措置を検討すること、と規定しており、これは「最小措置案」の比較検討を事業者に義務づけるもの、と解する余地がないとはいえないが、「廃棄物最終処分場事業にかかる主務省令」の一四条との関係を考慮すると、そのように解することが困難となる。この点は、次章の第三節の一・二・(二)、および後註(4)を各参照

(43) 方法書の送付先は、事業の環境影響を受ける範囲の都道府県知事および市町村長（特別区々長を含む）とされる。

(44) 聴聞手続のなかで実施される討論会については、行政手続法六七条一項三文、二項一号・四号、三項、および六八条が適用される（前註(8)参照）。このうち重要と思われる事項に限ってここで簡単に触れておく。まず、この討論会は行政手続法上「口頭審理」と呼ばれ非公開で開催される。参加者は当該事業計画について異議を申立てた者、利害関係を有する個人および団体（ゲ

マインデ等を含む)、それらの代理人、証人、専門知識を有する者、所轄行政庁等である。この討論会には参加者の同意があれば他の個人の出席が認められる。討論会は、議論により事業計画の不明瞭・不十分な点を解明・補充してこの内容を確定する。審理の責任者の指示に従わない者は退場を命じられ、以後その者不在のまま審理が継続される。討論会の審理記録は作成しなければならず、審理の日時場所、責任者、出頭した参加者、証人、専門家の各氏名、取上げられた手続と申出られた提案、証人と専門家の発言の重要な内容、検証の結果等がその記録に記入されなければならない。

(44) ドイツの環境NGOについては、日弁連公害対策・環境保護委員会編「未来をひらくNGO ―NGO分権の確立を求めて―」一九九九年六月 一〇頁以下および四四頁以下を参照。例えばここに紹介されているドイツ自然環境保護連合(DNR)は、約一一〇の環境NGOを傘下におさめ、約二二〇万人の会員を擁するといわれる。その活動の中心は、国際的またはEUもしくはドイツ連邦全体にかかる環境問題について、情報発信、フォーラムの開催、ステートメントの公表、環境省への政策提言、等々の活動を活発に行い、各種の国際会議には専門家を派遣している(例えば地球温暖化防止京都会議には数名の専門家が参加している)。なお、州および地方における環境問題については、その傘下に属する各種団体が活動しているようである。

(44) 主務省令一八条六項を参照。

(44) ドイツ法の並行的許可手続において、複数の許可庁がそれぞれ下す総合的評価の結果については、統括庁が統一のための調整を行う。したがって、総合的評価の結果は、調整が可能であり、また容易であるような、単純なものでなければならぬ。しかもその総合的評価は、立地被害の評価や媒体横断的な評価も当然含まれるから、それは定量的評価ではありえない。しかも、場合によっては、事業代替案の審査結果が加味されることになる。これらの点を考慮すると、その総合的評価の結果は、端的な可否の判断でしかありえないといえる。

(44) 日本の環境影響評価法には、直接、複数案の比較検討を事業者に義務づける規定はない。しかし、主務省令には規定があり、解釈論として、日本法は複数案の比較検討を事業者に要求している、といえると思われる。なおこの点については、大塚直「環

「境界影響評価法の法的課題」判例タイムス九五九号（一九九八）、二〇頁参照。また、次章の第三節の一・二・（二）を参照。

（以下次号）